大阪 歯科
保険医新聞
3/5
2025年第1516号
（毎月5、15、25日発行）
大阪府歯科保険医協会
発行人　和田　武
大阪市浪速区幸町2-2-20 4階
電話(06)6568-7731(代表)
http://osk-hok.org/
●定価・年間10,000円　月1,000円
●1977年5月23日第三種郵便物認可

物価高騰で支援金支給へ

大阪、全国の中では不十分

協会は1月17日、大阪府のほか府内43市町村に対し、要望書「『重点支援地方交付金』を活用した医療機関への財政措置の実施、拡充を要望します」を、小澤力理事長と大阪府保険医協会・宇都宮健弘理事長の連名で提出していた。協会の要望が一部実り、大阪府は3万円、大阪市で3万2千円が無床診療所に対しそれぞれ支給される。

大阪府は3万円

今回、石川たえ大阪府議会議員（日本共産党）の情報提供で、大阪府が病院には2床以上で1床につき1万5千円、無床診療所および歯科技工所にはそれぞれ3万円の支援金を2月府議会の予算案に盛り込んだことが分かった。

大阪市は3万2千円

大阪市も2月21日に補正予算が成立した。2025年2月1日現在、大阪市内に所在する診療所あるいは技工所で1診療所あたり3万2千円の支援が決定している。受付は2月25日からで3月24日に締め切られ4月以降支給される。

国が交付金の追加を決定

協会は例年取り組んでいる大阪府交渉で、物価高騰対策として医療機関に対する府独自の支援を求めてきたが、25年1月に改めて府内各自治体に要望した。背景には、政府が昨年11月に決定した「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」がある。これを受けて厚生労働省から、各都道府県と市町村に、食材料費や光熱水費の高騰に対する医療機関への支援事業を早期に予算化するよう事務連絡があった。

独自支援は無いに等しい大阪

しかし、大阪府の支援金は国の交付金の範囲を出ておらず、独自支援で増額している他の都道府県と比較すると、だいぶ貧弱だと言わざるを得ない。医療機関数が大阪府より上回る東京都では、無床診療所に対し15万円が予定されている。歯科技工所は7・5万円である。無床診療所に対しては、福島県が33万3千円と破格だ。その他、2月4日時点で明らかになっているのは、鳥取県10万円、香川県18万円などと続く（保団連調べ）。大阪府は最低水準だといえる。日々更新されており、各都道府県の支援金の状況は議会を経て今後明らかになる。

協会は、これまでも随時要望を重ねてきた。協会が昨年実施した会員アンケートでも経営が厳しい理由として8割が物価高騰を挙げる。引き続き府独自の支援を求めていく。

協会の府内自治体への要望内容

「重点支援地方交付金」を活用し、医療機関と歯科技工所を対象にした、食材料費の値上げや光熱水費の高騰などに対する財政措置を実施して下さい

2024年10月～物価高騰対策での医療機関への都道府県補助
（2025年2月4日現在）

都道府県	無床診療所への支援金額
福島県	33万3千円
香川県	18万円
東京都	15万円
鳥取県	10万円
大阪府	**3万円**

※都道府県情報については既に判明している都道府県について一部抜粋して掲載しています

保険証

情勢報告で関心高く

2月16日に協会が開催した生涯研修講座で、冒頭10分の情勢報告に拍手が起こった。ほぼ毎月開催している生涯研修講座では、その月の理事会で確認した協会の活動方針を紹介している。好評だったのは、従来の健康保険証の有効期限、マイナ保険証が紐づけ解除できるとの報告の場面だ。写真を撮る姿もあった。保険証を巡る詳細は2024年10月15日付機関紙で解説している。患者の質問には左の図を参考にして応じてほしい。

＼保険証は使えます／

各有効期限 ⇨
- ✓協会けんぽ・被用者保険 →2025年12月1日まで
- ✓府内市町村国保 →2025年10月まで
- ✓後期高齢者医療制度 →2025年7月まで

マイナ保険証紐づけ解除できます

①保険者に解除申請書を提出
↓
②保険証の登録情報が解除され
↓
③資格確認書発行 →

協会けんぽの資格確認書の例

人権としての医療アクセス ②
弁護士　森弘典

いつでもどこでも誰もが基本的人権で保障される

協会は2月1日、大阪府保険医協同組合会館M&Dホールで、「弁護士から見た、患者の受診機会の保障―医療アクセスと経済的負担―」と題し、日弁連貧困問題対策本部事務局次長の森弘典弁護士を講師に会員学習会を開催した。編集部の責任で講演概要をまとめ紹介する。

講演にあたって、「弁護士からみた患者の受診機会の保障」というタイトルをもらった。医療アクセスは、人権として保障されている。けれども現状はどうなっているのか。そして、そうなっているのはどうしてなのか。その辺りから考えていきたい。

憲法では13条に規定

医療アクセスが人権として保障されている状況とは、いつでもどこでも誰でも安全で質の高い医療にアクセスする権利が基本的人権として平等に保障されているということだ。一番の大もとには個人の尊厳ということがある。これは憲法でも一番重要なものとして言われている。憲法13条だ。「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と書かれている。

個人の尊厳は基本的人権の中核をなし、不可侵で誰でも持っている権利となっている。個人が尊厳を持って生きるためには健康を保つことが必要で、医療はそのことに奉仕するものだということだ。そのため、医療を受ける権利は基本的人権の一つとして理解されなければならない。

国際人権規約でも保障

国際人権規約というのがあって社会権規約（A規約）と自由権規約（B規約）がある。個人の尊厳については、社会権的側面と自由権的側面があるが、自由権的側面は国家から侵害されない、国家から自由なんだ、国から干渉されるものではないという側面で、社会権的側面は逆に、国に対して請求することができるということだ。

医療へのアクセスを求める権利は社会権的側面となり、自由権的側面という意味では、自分の身体に何がなされるべきかを自分で決めるということになる。自己決定もこの中に含まれる。

この全てを一体として見ると、いつでも、どこでも、誰でも、安全で質の高い医療にアクセスする権利ということが、法律上、憲法上も保障されているし、国際人権規約でも保障されることをまずここで伝えたい。

でも、国際人権規約のB規約の6条1項で、「全ての人間は生命に対する固有の権利を有する。この権利は法律によって保護される。何人も恣意的にその生命を奪われない」ということが書かれている。また、国際人権規約のA規約の12条1項には、「この規約の締約国は全てのものが到達可能な水準の身体及び精神の健康を享受する、受けることができる権利を有することを認める」と書かれている。医療へのアクセスの権利というのは、憲法上も国際人権規約でも保障されることをまずここで伝えたい。

歯界

3月5日は「サンゴの日」とされている。サンゴ礁は多くの海洋生物が生息する豊かな生態系を支えている。近年、地球温暖化や海洋汚染によりサンゴ礁が危機に瀕している。先月、第7次エネルギー基本計画を閣議決定し、脱炭素の名の下で、再エネとともに原子力を「最大限活用」することを定めた。これは、福島原発事故後の自公政権で方針とされてきた「原発依存度をできる限り低減」を反転させるもので、政府は2024年度の発電電力量に占める割合を原子力2割、火力3～4割などとしている。原子力と火力の維持は、再エネの導入をその分引き下げ、安全で環境保全型のエネルギーシステムへの移行を妨げることになる。今日の世界的課題は、エネルギーシステムを危険で環境破壊的なものから安全で環境保全型へと根本的に転換させることであり、台湾でも原発撤廃を進めている。日本の政策は、全地球的な目標に背を向けるものである。（Y）

事務所を移転しました。
M&Dホールは変わりません。
★協会事務所は
〒556-0021　大阪市浪速区
幸町2-2-20　清光ビル4階
※「桜川」駅⑤出口すぐ
★電話番号に変更はありません。